

令和5年度香川県社会福祉審議会 議事要旨

○日 時：令和6年2月22日（木）15：00～16：00

○場 所：香川県社会福祉総合センター7階 特別会議室

○出席者

【委員】

笈委員長、岡村委員、春日川委員、糸井委員、久米川委員、白川委員、都築委員、遠山委員、中野委員、芳我委員、藤井委員、藤田委員、前田委員、宮武委員（以上14名、五十音順）

【事務局】

木村健康福祉部長、吉川健康福祉部次長（兼）政策調整監、前田健康福祉部次長、石井子ども政策推進局次長、和田健康福祉総務課長、玉井長寿社会対策課長、土手障害福祉課長 他

○議 題

(1) 香川県地域福祉支援計画の進捗状況及び次期計画策定について

事務局（健康福祉総務課）から、資料1から資料3を用いて、香川県地域福祉支援計画の次期計画策定について説明を行い、各委員から以下のとおり意見が述べられた。

（委員）

地域福祉支援計画は6年計画で再スタートするが、KPIについては目標年次が令和11年までのものと令和8年度までのものが混在している。設定している計画によって異なるということか。もう一度ご説明願いたい。

（健康福祉総務課）

分かりにくく申し訳ない。様々な計画の指標を使用しており、特に高齢者保健福祉計画、障害者プランでは3年間であるので、6年から8年度までを設定している。11年度までに延ばした指標については、11年度までの期間で設定可能なものを再整理し、記載し直したものである。

（委員）

No.9の指標（高齢者いきいき案内所相談件数）については、目標水準が6～8年度の3年間で、実績が3～4年度の2年間となっている。一番確実な実態に近い表し方をすると、このようになるのはやむを得ないものと思うが、（読み取りが）難しいかなと率直に思ったところである。

(健康福祉総務課)

進捗状況をお伝えするときには、数字（期間）が揃ったものでお伝えできると思う。

(委員)

平成11年に103万人だったところが令和42年には約77万人で、グラフにすると厳しい状況というのがよく分かる。グラフのタイトルに高齢人口とあったものを高齢者人口に置き換えることは、異議は無いと思われる。

(委員)

(p 10 様々な困難を抱える女性の記載について)

「地域社会との関係性その他の様々な事情」以降の記載が分かりづらい。

(委員)

気になるのは、女性という性別を特定すること、性的な被害以外にも虐待やDVもあること。

(委員)

「分野横断的な対応が求められる課題」・「制度の狭間にある課題」というのがキーワードで、ひとつのくくりとして「様々な困難を抱える女性」を挙げていて、それを説明するという造りになっている。様々な困難を抱える「女性」で良いのかということもある。前回の時にはこの議論はできていないが、「困難を抱える女性」の困難が何を指しているのか分からないという経緯もあって、この記載をしていると記憶している。

(健康福祉総務課)

法律（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が令和6年4月1日施行ということもあり、色々な問題がある中に「様々な困難を抱える女性」も制度の狭間にある課題の1つということで入れた。様々な困難を抱える女性が何を指すのか分かりづらいというご意見をいただいたので、今回説明を加えたという経緯。

(委員)

今の時代に合っているかという観点で驚いている。

法律に基づいて女性に焦点を当てているということだが、「様々な困難を抱える支援を必要とする人々」とできないか。

(委員)

私が「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」をよく理解していないので、上手に議論しきれないところがある。事務局はどうか。

(健康福祉総務課)

委員ご指摘の通り、今の時代に、女性ばかりに視点が当たり過ぎではないかというご指摘はその通りであるが、この法律は元々、売春防止法を衣替えして、新たに範囲を広げたものである。その理由は、そもそも売春防止法の場合は、売春をする人は女子が多く、その方の多くは生活困窮しているために対価を稼ぐ必要があり、それを防止するための法律であった。しかし、コロナ禍を経て、貧困やDVを含め、もう少し幅広く、女性に視点を当てるよう法律が改正された。男性の場合も、DV等の被害はあるが、どちらかと言えば女性の方が対象になりやすいという現状があり、その法律の趣旨からすると女性に視点を当てた部分で必要なのかと考えている。書きぶりについては、今の時代なので、難しい部分がある。

(健康福祉総務課)

ポンチ絵が令和5年厚生労働白書が出典になっているところを最初に説明しておくべきであり、申し訳ない。

(委員)

ポンチ絵を掲載することは流れとしては悪くない。様々な困難を抱える女性部分は変更しにくい、説明が難しい。事務局の説明を受けてなるほどと思ったが、そうは露骨に書けない。性的な被害、DV、貧困などの事情で困難を抱える女性ぐらいにしてしまったほうがすっきりするのではないか。地域社会云々と言い出すと分からなくなってきたり、かもしれない。

(委員)

困難な事柄というのは女性に限ったことではない。なぜ女性だけこんなに言われなければいけないのかと思った。例えば、男女ともにすべての人がいきいきと生活できるか、女性活躍推進法ができて、女性が活躍する目的は女性が自分の能力に自信を持って活躍すると社会が良くなることだと思う。ここであえて女性と言うと、女性だけが困難というレッテルを貼られる、線を引かれていると見えてしまうのが、今の時代、違和感があったり、反感を感じたりする人が出てくると思う。女性と入れないといけいいのか、全ての人が輝く等にならないか。

(委員)

それだと6番の記載が成立しなくなってしまうかもしれないが、これが表に出たときに違和感を覚える人が出てくるのがこの議論で分かった。この問題について女性の感度が変わってきている。厚生労働白書を作った人が鈍かったのかもしれない。それを下敷きにしてしまっている。香川県としては、それを無視してその書きぶりにしないということ踏み切れるか、県としてはしんどい話だが、いずれかの時期に出てくるのではないか。

(委員)

皆さんと同じ意見で。女性だけではないと思う。男女平等で同じだと思う。そういうのを書かなくてもいいと思う。

(委員)

性別国籍問わず困難を抱える方というのはどうか。

(委員)

女性と特定するのは違和感があると思う。表に出たら反感を買うと思う。

(委員)

女性だけというのは違和感がある。厚生労働白書を基にしているというのはよく分かった「その他にも～」というカテゴリーがあるのでそこに入れてはどうか。

(委員)

特出しのマークを無しにして、いただいた意見を基に「その他」のところに、国籍まで踏み込むことは別にして、性差別、貧困、そういったものを書くということで折衷案という形になるが、「様々な困難を抱える女性」という厚生労働白書の書き方を変えるかどうか、事務局に検討していただくということにしたい。

(委員)

法律にこだわる必要は無い。6だけを除けても問題無いと思う。その他に入れるということで、香川県の審議会の意見を示してもいいのではないかと思う。

(委員)

問題無いと思う。

(委員)

(P. 22 高齢者のICT活用について)

豊かな暮らしに役立てていただくことを大事にしているところを一言入れてもいいと思った。日々進展するICTを活用して豊かな生活とか情報を活用した情報時代の中においての、豊かに暮らせるよという一言だが、そこを大事にするための活用に配慮しているものだと思った。

(健康福祉総務課)

ご意見ありがとうございます。